

別表第2（第2条関係）

就学指定校変更許可基準（区域外就学）

区分	許可基準	対象者	許可期間等	必要書類等
住所の異動	1 在学中に市外に転出した場合で、引き続き転出前の学校に就学することを希望する場合。	小学6年生 中学3年生	卒業までの期間	区域外就学承諾願
		上記以外の学年	学期末まで。特別な事情がある場合は学年末までの期間	区域外就学承諾願 校長の意見書（特別な事情があり学年末まで希望する場合）
	2 概ね6か月以内に転入することが確実であるため、あらかじめ転入予定地を校区とする学校への就学を希望する場合	小中学校 全学年	転入するまでの期間	区域外就学承諾願 転入予定の事実が確認できる書類
	3 住宅の新築、増改築等のため、一時的に市外に転出する場合で、その転出期間中について引き続き転出前の学校への就学を希望する場合	小中学校 全学年	住宅が完成して入居するまでの期間	区域外就学承諾願 新築等の事実が確認できる書類
家庭の事情	1 住民票は他の市町村にあるが、実際は人吉市内に居住しているため、実際の居住地を校区とする学校への就学を希望する場合。（生活の本拠地となっている店舗・工場等から就学を希望する場合も含む。）	小中学校 全学年	必要と認められる期間	区域外就学承諾願 事実が確認できる書類
	2 両親の離婚、家族の別居、債権の取り立て等、家庭の特殊事情により、特に配慮を要する場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	区域外就学承諾願 家庭の特殊事情が確認できる書類
身体的理由	疾病又は障がい等の事情により、通学方法や安全面等において特に配慮を要する場合。	小中学校 全学年	必要と認められる期間	区域外就学承諾願 医師の診断書等事実確認ができる書類
教育的配慮	いじめ、不登校等、学校生活に起因した深刻な事情があり、在籍校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間。 ただし、在籍校長及び転校先校長の了承が必要	区域外就学承諾願 校長の意見書
その他の特殊事情	上記のほか、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が必要かつ適正であると認める場合。	小中学校 全学年	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

注意事項

- 1 相手先市町村教育委員会との協議により合意が成立した場合に限る。
- 2 通学途中における事故防止等については、保護者が十分に注意を払い、責任を持って対処すること。
- 3 学校運営面において問題がないと判断されること。
- 4 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。